

# 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための 関係法律の整備に関する法律」について

## 1 概 要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下、「一括法」という。）の施行に伴い、介護・障害者関連施設等に係る指導監査及び指定等の事務、社会福祉施設等の設備及び運営に関する基準（国省令）の条例委任など、地方自治体に権限が移譲されました。

## 2 川越市の状況

川越市では、この権限移譲に対応するため、本年4月1日から新たに福祉部に指導監査課を設置し、介護・障害者関連施設の指導監査や指定等の業務を開始しております。

また、社会福祉施設等の設備・運営に関する基準については、今年度中に、川越市において条例として制定する必要があるため、現在、その準備を進めております。

なお、条例の施行日は、平成25年4月1日を予定しております。

## 3 条例の制定について

社会福祉施設等の設備・運営基準の条例委任については、老人、介護、障害者及び児童福祉関連施設の多岐にわたっております。

本市では、基本的には、国基準に準じた規定とすることを前提に、一括法における条例委任の類型の「参酌すべき基準」のうち、懸案事項や問題点があると思われる規定及び埼玉県が独自基準を設ける規定について、市独自基準の制定が必要であるかどうかを検討し、市条例（案）を作成いたします。

### 【一括法における条例委任の類型】

類 型	類型の説明
1 従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、 <u>国基準に必ず適合しなければならない基準</u> 。当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されない。
2 標 準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
3 参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

基準条例等一覧(川越市福祉部)

課名	国基準省令			条例			審議(報告)機関等	
	名称	根拠法令	条数	名称(仮)	制定改正	名称	開催日	
福祉推進課	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)	老人福祉法	63	1 川越市特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準条例	制定	川越市介護保険事業計画等推進委員会	H24.7.31	
	民生委員法の規定のうち、民生委員の定数に関する規定の部分	民生委員法		2 川越市民生委員の定数に関する条例(未公布第3次)	制定	川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	H24.8.3	
	社会福祉法の規定のうち、社会福祉審議会委員の定数に関する規定の部分	社会福祉法		3 川越市社会福祉審議会条例(委員の定数)(未公布第3次)	改正			
生活福祉課	救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和41年7月1日厚生省令第18号)	生活保護法	33	1 川越市救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する条	制定	川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	H24.8.3	
障害者福祉課	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第17号)	障害者自立支援法	223	1 川越市障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	制定	川越市障害者計画等推進委員会	H24.8下旬(未定)	
	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの事業設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)	〃	91	2 川越市障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	制定			
	障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第172号)	〃	56	3 川越市障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	制定			
	障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)	〃	43	4 川越市障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	制定			
	障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第175号)	〃	17	5 川越市障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例	制定			
	障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第176号)	〃	15	6 川越市障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例	制定			
高齢者いきがい課	養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年7月1日厚生省令第19号)	老人福祉法	29	1 川越市養護老人ホームの設置及び運営に関する基準条例	制定	川越市介護保険事業計画等推進委員会	H24.7.31	
	軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年5月9日厚労省令第107号)	社会福祉法	56	2 川越市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準条例	制定			
	介護保険法施行規則第140条の66	介護保険法	4	3 川越市地域包括支援センターの運営等に関する基準条例(未公布第3次)	制定			
介護保険課	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)	介護保険法	216	1 川越市指定居宅サービス事業者の指定に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準条例	制定	川越市介護保険事業計画等推進委員会	H24.7.31	
	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労省令第35号)	〃	291	2 川越市指定介護予防サービス事業者の指定に関する基準及びして介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例	制定			
	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚労省令第34号)	〃	181	3 川越市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準条例	制定			
	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設置及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労省令第36号)	〃	89	4 川越市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準及び指定地域密着型秋御予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例	制定			
	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)	〃	61	5 川越市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準条例	制定			
	介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第40号)	〃	62	6 川越市介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準条例	制定			
	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第41号)	〃	62	7 川越市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準条例	制定			
	指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第38号)	〃	30	8 川越市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準条例(未公布第3次)	制定			
指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年3月14日厚労省令第37号)	〃	32	9 川越市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例(未公布第3次)	制定				
子育て支援課	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)	児童福祉法	94	1 川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準条例	制定	川越市社会福祉審議会児童福祉専門分科会	H24.7.26	
保育課	※中核市は、助産施設、母子生活支援施設、保育所の基準を制定							
福祉部全体	国基準省令 23省令			●制定 22 ●改正 1				

## 条例で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

### 【施設に共通する事項】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任の方法	川越市条例の考え方
基準の目的、向上（第2条から第4条まで）	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る、基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
児童福祉施設の一般原則（第5条）	参酌すべき基準	
非常災害に備えた設備及び避難等の訓練（第6条）	参酌すべき基準	
職員の一般的要件・知識及び技能の向上等（第7条）	参酌すべき基準	
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第8条）	参酌すべき基準	
入所した者を平等に取り扱う原則（第9条）	従うべき基準	
入所中の児童に対する虐待等の禁止（第9条の2）	従うべき基準	
懲戒に係る権限の乱用禁止（第9条の3）	従うべき基準	
衛生管理（第10条）	参酌すべき基準	
食事の提供（第11条）	従うべき基準	
入所した者及び職員の健康診断（第12条）	参酌すべき基準	
給付金として支払を受けた金銭の管理（第12条の2）	参酌すべき基準	
児童福祉施設内部の規程（第13条）	参酌すべき基準	
児童福祉施設に備える帳簿（第14条）	参酌すべき基準	
秘密保持等（第14条の2）	参酌すべき基準	
苦情への対応（第14条の3）	参酌すべき基準	
	条例への委任の方法	川越市条例の考え方

### 【助産施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任の方法	川越市条例の考え方
基準の目的、向上（第2条から第4条まで）	参酌すべき基準	本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る、基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。
児童福祉施設の一般原則（第5条）	参酌すべき基準	
非常災害に備えた設備及び避難等の訓練（第6条）	参酌すべき基準	
職員の一般的要件・知識及び技能の向上等（第7条）	参酌すべき基準	
他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第8条）	参酌すべき基準	
入所した者を平等に取り扱う原則（第9条）	従うべき基準	
入所中の児童に対する虐待等の禁止（第9条の2）	従うべき基準	
懲戒に係る権限の乱用禁止（第9条の3）	従うべき基準	
衛生管理（第10条）	参酌すべき基準	
食事の提供（第11条）	従うべき基準	

## 条例で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

### 【母子生活支援施設】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任の方法	川越市条例の考え方
<p>設備基準（第26条・第30条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子室（1世帯につき1室以上。30㎡以上。）               <ul style="list-style-type: none"> <li>※調理設備</li> <li>※浴室</li> <li>※便所</li> </ul> </li> <li>・集会、学習等を行う室</li> <li>・相談室</li> <li>・必要に応じ、保育所に準ずる設備</li> <li>・医務室及び静養室（乳幼児30人未満：静養室）</li> </ul>	<p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる、あるいは上回る基準とすべき事情、特性はないことから、現在の国の基準とすることとした。</p>
<p>職員（第27条、第28条及び第30条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子支援員（資格要件有）</li> </ul> <p>&lt;人数&gt; 母子20世帯の入所施設：2人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・嘱託医</li> <li>・少年を指導する職員</li> </ul> <p>&lt;人数&gt; 母子20世帯の入所施設：2人以上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理員またはこれにかわるべき者</li> <li>・心理療法担当職員（資格要件有）</li> <li>・保育士</li> </ul> <p>（保育所に準ずる設備：乳幼児概ね30人につき1人以上）</p>	<p>従うべき基準</p>	
<p>母子生活施設の長の資格等（第27条の2）</p>	<p>従うべき基準・参酌すべき基準</p>	
<p>生活支援（第29条）</p>	<p>参酌すべき基準</p>	
<p>自立支援計画の策定（第29条の2）</p>	<p>参酌すべき基準</p>	
<p>業務の質の評価等（第29条の3）</p>	<p>参酌すべき基準</p>	
<p>関係機関との連携（第31条）</p>	<p>参酌すべき基準</p>	

条例で定める基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）

【保育所】

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）	条例への委任の方法	川越市条例の考え方																						
<p>設置基準（第32条）</p> <p>① 満2歳未満の乳幼児を入所させる保育所に設置を義務付ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 乳児室又はほふく室               <ul style="list-style-type: none"> <li>※乳児室 1人1. 6.5㎡以上</li> <li>※ほふく室 1人3. 3㎡以上</li> </ul> </li> <li>・ 調理室</li> <li>・ 医務室</li> <li>・ 便所</li> <li>・ 保育に必要な用具の設置</li> </ul> <p>② 満2歳以上の幼児を入所させる保育所に設置を義務付ける設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室又は遊戯室               <ul style="list-style-type: none"> <li>※保育室 1人1. 9.8㎡以上</li> <li>※遊戯室 1人1. 9.8㎡以上</li> </ul> </li> <li>・ 屋外遊技場               <ul style="list-style-type: none"> <li>※屋外遊技場 1人3. 3㎡以上</li> </ul> </li> <li>・ 調理室</li> <li>・ 便所</li> <li>・ 保育に必要な用具の設置</li> </ul> <p>③ 耐火上の上乗せ基準</p>	<p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>従うべき基準</p> <p>〃</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>現状での基準の引き上げは、児童の受け入れを困難にし、新たな待機児童を生じさせるおそれがあるため、現在の国の基準を用いて、川越市の基準とすることとした。</p>																						
<p>設備基準の特例（第32条の2）</p>	<p>従うべき基準</p>																							
<p>職員（第33条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育士（資格要件有）</li> </ul> <p>&lt;人数&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳～満3歳未満の幼児</td> <td>6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳～満4歳未満の幼児</td> <td>20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>30人につき1人</td> </tr> </table> <p>（認定こども園である保育所の場合）</p> <table border="0"> <tr> <td>乳児</td> <td>3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳～満3歳未満の幼児</td> <td>6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳～満4歳未満の幼児</td> <td></td> </tr> <tr> <td>短時間利用児</td> <td>35人につき1人</td> </tr> <tr> <td>長時間利用児</td> <td>20人につき1人</td> </tr> </table> <p>満4歳以上の幼児</p> <table border="0"> <tr> <td>短時間利用児</td> <td>35人につき1人</td> </tr> <tr> <td>長時間利用児</td> <td>30人につき1人</td> </tr> </table> <p>※ 保育所1につき2人を下ることはできない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 嘱託医</li> <li>・ 調理員</li> </ul>	乳児	3人につき1人	満1歳～満3歳未満の幼児	6人につき1人	満3歳～満4歳未満の幼児	20人につき1人	満4歳以上の幼児	30人につき1人	乳児	3人につき1人	満1歳～満3歳未満の幼児	6人につき1人	満3歳～満4歳未満の幼児		短時間利用児	35人につき1人	長時間利用児	20人につき1人	短時間利用児	35人につき1人	長時間利用児	30人につき1人	<p>従うべき基準</p>	
乳児	3人につき1人																							
満1歳～満3歳未満の幼児	6人につき1人																							
満3歳～満4歳未満の幼児	20人につき1人																							
満4歳以上の幼児	30人につき1人																							
乳児	3人につき1人																							
満1歳～満3歳未満の幼児	6人につき1人																							
満3歳～満4歳未満の幼児																								
短時間利用児	35人につき1人																							
長時間利用児	20人につき1人																							
短時間利用児	35人につき1人																							
長時間利用児	30人につき1人																							
<p>保育時間（第34条）</p>	<p>参酌すべき基準</p>																							
<p>保育の内容（第35条）</p>	<p>従うべき基準</p>																							
<p>保護者との連絡（第36条）</p>	<p>参酌すべき基準</p>																							
<p>公正な選考（第36条の2）</p>	<p>参酌すべき基準</p>																							
<p>利用料（第36条の3）</p>	<p>参酌すべき基準</p>																							
<p>特例幼保連携保育所の特例（附則第94条）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育室又は遊戯室の面積に関する特例</li> <li>・ 屋外遊戯場の面積に関する特例</li> <li>・ 保育士に関する特例</li> </ul>	<p>従うべき基準</p> <p>参酌すべき基準</p> <p>従うべき基準</p>																							

児童福祉施設の基準検討概要

川越市福祉部

1 共通事項

項 目		条例委任 類 型	検討内容	検討結果	備 考
○ 基本方針等					
1	基本方針	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
○ 人員に関する事項					
2	職員数（配置基準）	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
3	職員の資格要件	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
4	職員の専従	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
○ 設備に関する事項 ※					
5	構造	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
6	居室面積	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
	個別に検討	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
○ 運営に関する事項					
7	運営規程	参 酌	預り金管理の徹底を図るため、金銭管理規程の作成、管理状況報告その他業務に関する規定を追加するか。	—	
8	非常災害対策	参 酌	非常災害対策について、新たな義務規定を設けるか。省令の内容で問題ないか。	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
9	記録の整備	参 酌	帳簿・記録の保存年限の延長（現行2年保存）。全ての帳簿書類を対象とするか又は一部給付に係る書類のみとするか。	国省令どおり。（保存年限なし）	
10	サービス提供困難時の対応	参 酌	—	—	
11	入退所	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
12	入所者の処遇に関する計画	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
13	処遇の方針	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外		
14	介護（一部）	従うべき	—	—	
15	食事	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
16	相談及び援助	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
17	社会生活上の便宜の提供等	参 酌	—	—	
18	機能訓練	参 酌	—	—	
19	健康管理	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
20	入所者の入院期間中の取扱い	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外		
21	施設長の責務	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
22	勤務体制の確保	参 酌	職員研修の充実を図るため、研修機会の確保等を義務化するか。	国省令に具体的に規定が設けられているため、国省令どおり。	
23	衛生管理等	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
24	協力病院等	参 酌	協力歯科医療機関についても協力病院と同様に義務化するか。	—	
25	秘密保持等	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外	国省令どおり	
26	苦情処理	参 酌	苦情に対する処理結果の公表や第三者の関与など努力義務規定を追加するか。	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
27	地域との連携	参 酌	—	国省令に具体的な規定が設けられているため、国省令どおり。	
28	事故発生防止及び発生時の対応	従うべき	従うべき基準のため検討項目対象外		
○ その他					
29	暴力団及びその関係者の排除	—	運営に関し暴力団の支配を排除、申請者（法人）及び人員（職員）から暴力団員を排除する規定を新たに設けるか。	—	

2 個別事項

項 目	条例委任 類 型	検討項目	検討結果	備 考
(1) 設備に関する事項	参 酌	市の実情・特性を考慮し検討。		
(2) その他「1 共通事項以外の事項」	参 酌	—		